

Q1. どのような商品やサービスが「新商品等」に該当しますか。

自社において、これまで生産や販売、実施していなかった商品やサービスであり、市場調査などによって、**他社の既存商品やサービスにはない付加価値を有することが明確であるもの**が「新商品等」に該当します。

以下の商品やサービスなどは、当該補助金における「新商品等」には該当しませんので、ご注意ください。

- ・ 既に他社では生産や販売、実施されており、付加価値が明確でないもの。
- ・ 他社でも生産や販売、実施されていない商品やサービスであるが、市場調査などが実施されておらず、ターゲットや開発後のPR方法などが不明確なもの。

Q2. 「付加価値」とはどういったものですか。

事業計画書に記載された内容から、以下のいずれかに該当するものです。

- ・ 他社の商品やサービスにはない性能や機能、内容など。
- ・ 他社の商品やサービスと明確に差別化できるストーリー性など。
例) ・ 生産者の経歴が他の生産者とは大きく異なり、それを生かしている。
・ 他社の商品やサービスがターゲットとしていなかった客層へアプローチが可能である。

Q3. 事業計画書（様式第2号）の記入について相談することは可能ですか。

基本的な記入方法（2.申請者の概要など）については、産業総合支援課までお問い合わせください。

ただし、町において審査委員会を設置し、申請内容を審査することから、**3.事業の概要における具体的な記入内容の相談（事業目的における背景や動機、付加価値を自社の場合はどのように記入すればよいかなど）**については、産業総合支援課ではお答えできませんので、これらの内容については、広陵町商工会などの支援機関にご相談ください。

Q4. 新しい商品やサービスのアイデアのみがあれば、申請は可能ですか。

付加価値やターゲットが明確化されていない場合、事業計画書（様式第2号）を記入いただくことは難しいため、**KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）**をぜひご利用の上、アイデアの付加価値やターゲットを明確にいただいた後に申請をご検討ください。

ただし、予約が大変混み合っているから、スケジュールに余裕を持ってご相談いただければと思います。

※ **KoCo-Biz**では、当該補助金の申請に当たっての直接的なサポート（申請書類の記入や記入方法のアドバイスなど）は実施しておりません。

あくまでも、新しい商品やサービスのアイデアを形にするという観点からご利用ください。

・ KoCo-Biz については、以下のURLより予約が可能です。

<https://nariwai-koryo-nara.or.jp/koco-biz/form02/>